

障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査 実践例 自治体の取り組み—仙台市

仙台市視察の概要

日時：平成22年11月15日

出席者：障害企画課 障害支援課 発達相談支援センター 教育局 教育相談課 特別支援教育室

視察者：PWL 箕輪（一） 小野寺 箕輪（俊） 岩間

1. 特別支援学校の教員や生徒の保護者を対象とした 障害福祉サービス等説明会の概要と課題（障害企画課）

●障害企画課と障害者支援課が学校を回りサービスの説明会を開催（合計6校）

- ・夏休みのサービス利用に向け、例年6～7月に開催
- ・放課後ケアについては、小学生以下の児童デイサービス、中高生のタイムケア・日中一時支援（地域生活支援事業で対応）

2. 特別支援学校卒業生等を対象とした通所施設への 入所調整の概要と実績、課題（障害者支援課）

- ・特別支援学校高等部卒業後の4月受け入れのため
- ・小中学部の担当者も説明会に参加、将来の情報として提供している。

【課題】

- ・入所調整に行政が関与することがどうか
- ・生活介護事業所が少なく、年々、受入先の調整が困難となっている。
- ・就労移行支援を利用した後に就労継続Bを利用する方向を指導している。

3. 発達相談支援センター（アーチル）における学齢児相談支援（発達相談支援センター）

※アーチルは児童相談所障害児部門と更生相談所と発達障害者の支援業務の3業務を一元化したセンター

●センターでは、日常的に教育委員会と連携している。連絡調整会議を3カ月ごとに開催

・市立の小中高に配置された特別支援コーディネーターと連携

●国庫補助事業（発達障害者支援開発事業）により「自立支援事業」を展開、行動障害・二次障害防止のため、重度の自閉症の学齢児を対象に3カ月の宿泊により課題をアセスメントするとともに、支援者養成や支援ネットワークの構築を図る。

●一般の小中高への支援 情報のスムーズな共有、ケア会議や支援者会議、学校訪問、教職員向け研修等を実施してバックアップ

【課題】

- ・相談量の増大 専門機関として、今後は地域の学校や公的機関、相談支援機関等の支援機能を充実させる支援者への支援にシフト（直接支援から間接支援に）
- ・教育現場での「集団優先から、個に目を向ける」視点を重視、地域の相談支援事業者との連携・共同支援を推進
- ・学校との情報共有をより緊密に行う

【参考資料】

- ・パンフレット
- ・説明資料抜粋 「3アーチルにおける学齢児相談支援」

4. 就労の推進を目指した取り組みの教育委員会の概要と課題

教育相談課主催の「特別支援教育関係生徒進路指導連絡協議会」を開催

- ・中学校担任参加
- ・施設への入所の件、就労支援の件と話すか、中学からの就労者がいないため現実味がないことが課題。

アーチル見学 平成22年11月16日

- ・所長からの説明を交えさらに詳細に実態を把握

※資料参照

・発達相談支援センターの業務について

・「アイル」を一緒に作りませんか

・「発達障害支援グランドデザインの提案」



仙台市調査会議



仙台市見学 アーチルで

1	特別支援学校の教員や生徒の保護者を対象とした障害福祉サービス等説明会										
<p>〔概要〕</p> <p>市内及び近郊の特別支援学校に通学している児童・生徒の保護者や、特別支援学校の教職員等を対象に、障害者自立支援法の概要及び個別の障害福祉サービス（給付事業、地域生活支援事業及び市独自事業）の具体的な内容についての説明会を開催する。</p> <p>開催時期は例年6～7月で、説明時間は概ね1時間半程度としている。</p> <p>障害企画課と障害者支援課の職員4～5名でチームを編成し学校を訪問する。障害企画課職員は障害者自立支援法の説明を、障害者支援課職員は個別の障害福祉サービスの説明を担当する。</p> <p>質疑応答については、事前に質問を提出してもらい、当日はその回答を行うと共に会場からの質問も受け付けている。在宅の障害児対象のサービスに関する説明が中心であり、保護者の関心は、主に短期入所事業（ショートステイ）や、障害児放課後ケア等支援事業、障害者家族支援等事業（レスパイト）に集中している。</p> <p>○ 事務の流れ及びスケジュール</p> <table border="0"> <tr> <td>5月初め</td> <td>各学校に説明会開催希望の有無・希望日等の照会文書を送付</td> </tr> <tr> <td>5月中旬～5月下旬</td> <td>説明会で使用する資料を作成</td> </tr> <tr> <td>5月下旬</td> <td>各学校より回答 → 開催日程を調整 → 各学校に開催通知</td> </tr> <tr> <td>6月初め</td> <td>説明会資料確定</td> </tr> <tr> <td>6月中旬～7月中旬</td> <td>説明会開催</td> </tr> </table> <p>〔課題等〕</p> <p>○ 障害福祉サービスの支給申請から支給決定まで概ね1ヶ月程度要するため、夏休み期間にレスパイトや放課後ケア等を利用したくても間に合わないという保護者からの声を踏まえ、説明会の開催時期を早めることを検討中。</p> <p>○ 例年、移動支援の通学への利用（現在、移動支援は通学に利用できない）や、レスパイト、放課後ケアの施設整備（供給不足の解消）など、行政に対する要望・陳情の場となることがある。</p> <p>○ 地域生活支援事業は、自治体ごとの創意工夫により実施する事業であり、市町村ごとにサービス内容が異なるため、仙台市在住の保護者と仙台市以外に在住する保護者を一堂に会して説明することには限界があると認識はしている。</p>		5月初め	各学校に説明会開催希望の有無・希望日等の照会文書を送付	5月中旬～5月下旬	説明会で使用する資料を作成	5月下旬	各学校より回答 → 開催日程を調整 → 各学校に開催通知	6月初め	説明会資料確定	6月中旬～7月中旬	説明会開催
5月初め	各学校に説明会開催希望の有無・希望日等の照会文書を送付										
5月中旬～5月下旬	説明会で使用する資料を作成										
5月下旬	各学校より回答 → 開催日程を調整 → 各学校に開催通知										
6月初め	説明会資料確定										
6月中旬～7月中旬	説明会開催										

2	特別支援学校卒業生等を対象とした通所施設への入所調整																																																																				
<p>〔概要〕</p> <p>特別支援学校を卒業する生徒のうち、施設の利用を希望する者が、公平かつ適正に希望する通所施設に入所できるよう、入所に係る斡旋・調整を行う。</p> <p>【関係者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内居住者が通学している県内特別支援学校進路担当者（12校） ・各区障害高齢課障害者支援係担当者（5区） ・教育委員会教育相談課特別支援教育担当者 ・健康福祉局障害者支援課・発達相談支援センター（アーチル） <p>【スケジュール】</p> <p>5月下旬：教育局が主催する「特別支援教育関係生徒進路指導連絡協議会」で入所手続き等を説明</p> <p>7月下旬：特別支援学校進路担当者との情報交換会開催、入所調整担当者会議開催</p> <p>9月：特別支援学校に受入れ施設の状況・入所調整方法等について再度説明し、申請書等の用紙配布</p> <p>10月：各区及びアーチルの窓口において利用希望者の申込み受付</p> <p>11～1月：各区・アーチル・障害者支援課で調整案の作成・協議</p> <p>1月下旬：心身障害者通所施設等連絡会議開催。1次調整者への通知、未調整者への2次募集案内配布</p> <p>2月：2次調整</p> <p>3月：2次調整結果通知。受給者証の発送</p> <p>【これまでの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H15年の支援費制度への移行に伴い、施設入所は措置から事業者・利用者間の契約に切り替えられたが、特別支援学校や区担当者から継続を求める意見が多いため、現在も実施している。 ・特別支援学校の進路指導担当者からの要望により、H17年度から申込み受付前に各学校の進路指導担当者を集めた情報交換会を実施している。 ・学校側から要請があった場合には、障害者支援課が学校に出向き、入所手続き等についての説明会を行っている。（H22年度も1箇所で開催） ・申込者が施設を選択する際の判断材料とするため、また、施設側が申込者の入所の適否を判断するため、事前に申込み施設での実習を行っている。 <p>【これまでの実績】</p> <p>ア 通所施設等入所希望者（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新卒者</th> <th>既卒者</th> <th>施設異動</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19年度</td> <td>79</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>79</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>98</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 通所施設等入所調整結果（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>障福サ事</th> <th>通所更生</th> <th>通所授産</th> <th>小規模地</th> <th>A型通園</th> <th>B型通園</th> <th>一般就労</th> <th>進学</th> <th>他施設</th> <th>待機等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19年度</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>35</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>56</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table>			新卒者	既卒者	施設異動	合計	19年度	79	1	1	81	20年度	79	0	5	84	21年度	98	3	4	105	施設種別	障福サ事	通所更生	通所授産	小規模地	A型通園	B型通園	一般就労	進学	他施設	待機等	合計	19年度	30	9	19	7	2	2	6	2	3	1	81	20年度	35	8	16	5	2	5	6	3	4	0	84	21年度	56	9	17	3	1	3	10	0	4	2	105
	新卒者	既卒者	施設異動	合計																																																																	
19年度	79	1	1	81																																																																	
20年度	79	0	5	84																																																																	
21年度	98	3	4	105																																																																	
施設種別	障福サ事	通所更生	通所授産	小規模地	A型通園	B型通園	一般就労	進学	他施設	待機等	合計																																																										
19年度	30	9	19	7	2	2	6	2	3	1	81																																																										
20年度	35	8	16	5	2	5	6	3	4	0	84																																																										
21年度	56	9	17	3	1	3	10	0	4	2	105																																																										

〔課題等〕

- ・障害者自立支援法のもとでは、事業者と利用者が同等の立場でそれぞれに契約するということが原則となるため、「行政が関与しての調整は不要ではないか」という意見もあるが、特別支援学校や区担当者からは継続を求める意見が多い。
- ・実習が施設の負担になっている。人手がかかるほか、費用を徴収していない事業者が多いためコスト面での負担も生じている。
- ・保護者の授産施設志向が強いため、本人の障害程度や能力とマッチしていないケースも多い。
- ・事業者の中には、調整案を頑強に拒むところもあるため、交渉・調整が難航するケースがみられる。
- ・高等部へ進学をせずに施設通所を希望するケースも散見されている。
- ・現在は経過措置期間となっているが、本来、自立支援法では、就労移行支援を希望する際にはまずは就労継続支援Bを経験した後となっている。H23年度でこの経過措置期間が終了するが、その後の対応を考えた場合、実習施設をどのように選択するのかの判断が難しくなってくる。
- ・生活介護を行う事業所が少なく、年々調整が困難になっている。

3	アーチルにおける学齢児相談支援
<p>〔概要〕</p> <p>アーチル学齢係支援係では、6～18歳未満の小、中学校、高校、特別支援学校に在籍する特別支援教育が必要な児童生徒に対する相談支援を行っている。学校をはじめとする関係機関との連携、協働のシステムを検討しながら、業務を実施している。</p> <p>1 教育相談課特別支援教育室との連携 特別支援教育と発達障害児支援にかかる連絡調整、意見交換を行い、教育と福祉の分野における施策の効果的な推進を図ることを目的とし、「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」を設置。</p> <p>2 学校支援 必要時、学校における行動観察、担当教員等との情報交換を実施し、本人、保護者を主体として支援を進めてもらえるよう視点の共有を図る。また、個別のケース会議に参加し、本人や保護者、学校、支援者の関係調整を行う。</p> <p>(1) 特別支援学校への支援</p> <p>① 仙台市立鶴谷特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同研修会の実施 ・平成19年度から実施している自立支援事業を通じた、行動障害が生じつつある知的障害を伴う発達障害児への支援の充実 ※平成22年度下半期は宮城県立光明支援学校での自立支援事業を通じた学校支援を進める。 ・就学前の通園施設から小学部への移行支援におけるシステムの整備 <p>② 県立支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前通園施設から小学部、小学部から中学部への移行における情報提供 <p>(2) 小学校、中学校、高校への支援</p> <p>① 個別のケースでの学校訪問、学校の求めに応じた学校訪問の実施</p> <p>② 担当教員の来所相談、電話相談における情報提供</p> <p>③ 連絡票を活用した学校との情報の共有 ※平成22年度連絡票の様式を作成。いくつかの学校間で活用し、その効果を検証する。</p> <p>④ 相談資料の作成 ※個別の指導計画の作成、就学指導委員会における専門機関の判断として使用される。</p> <p>(3) 高校情報交換会の開催 高校での特別支援教育の展開の難しさを受け、高校で特別支援教育に携わる、または興味のある教員が情報交換を行う場を設け、高校での支援の充実に向けて後方支援を行う。また、高校の教員からの発信をシステムの整備等につなげる施策を検討する。</p> <p>(4) 保護者のネットワーク形成の後方支援 学校単位で自助グループを構成して活動している保護者が出会う場を設け、情報交換を推進し、自分たちの活動の拡大、充実に活かしてもらおう。また、「保護者の障害受容を進めるには保護者が互いに悩みを打ち明け合えるような場が必要」と学校に対して発信し、保護者を出会わせてもらおう等調整役を担ってもらえるよう啓発する。</p>	

〔課題等〕

1 直接支援から間接支援へ

学齢期の相談件数が増加し、予約から相談実施までの待機時間が長くなっている。そのため、タイムリーな相談、迅速な対応とはなりにくい。また、本来学校と保護者が向き合いながら整理すべき事項に関して学校がアーチルを紹介したり、学校が相談を勧めた意図が保護者と共有されていなかったりすることもあり、相談の主訴が明確にならず、支援がうまく進まないケースもある。個々のケースへの直接支援を中心に進めていけば、相談件数の増加の抑止とはならず、緊急を要するケースへのタイムリーな対応が困難である。今後は、学校が特別支援教育のシステムを整備し、全校体制で発達障害をもつ児童生徒への支援を行えるよう、学校に対する支援を充実させていく必要がある。学校がスキルアップすることで、発達障害児へのきめ細やかな支援が可能となり、そのことが、本人の生活のしづらさを軽減させるだけでなく、本人、保護者の地域生活を豊かにすることにもつながると考える。

2 教育現場と福祉サイドの視点の共有の強化

特別支援教育が学校に導入されて4年。それ以前と同様の「集団が優先」という意識を学校が強くもつため、本人の生活のしづらさが助長されるケースも少なくない。「個に目を向け、本人、家族を主体として支援を進める」という視点を学校と共有し、地域の相談支援事業者と共に、地域に根ざした支援を展開できるようになることが望まれる。

3 学校との情報の共有の推進

本人、保護者の来所相談時に、学校での様子を聴取する場合、保護者のフィルターを通した情報しか得られず、学校での状態を正しく把握できない場合がある。また、相談後保護者から学校に相談内容を伝えもった場合、保護者の障害受容が難しかったり、うまく説明できなかったりするために、学校に情報が適切に伝わらない場合もある。学校と情報が共有されない状況では、相談支援を効率的に進めることが難しい。そこで、今年度は学校とアーチルとの連絡票を作成し、モデル校間で活用してその効果を検証する。将来的には、市内の全ての学校との連絡票の活用へと展開し、学校と情報を共有しながら効率的な相談支援を進められるようにする必要がある。

4	就労の推進を目指した取組
<p>〔概要〕 毎年6月に「特別支援教育関係生徒進路指導連絡協議会」を開催している（10年以上の実績あり）。</p> <p>【主催】教育相談課 【共催】障害者支援課、障害企画課</p> <p>【参加者】1 中学校特別支援学級担任（特別支援学級設置校は悉皆）…44校44名 2 （仙台市を通学区とする）県立特別支援学校・市立特別支援学校の進路指導担当者…13校14名 3 小学校特別支援学級担任（希望参加）…28校28名 4 就労支援相談機関…3、通所施設…16</p> <p>【内容】1 機関・施設の紹介（パネル展示、物品販売） 2 説明と質疑（①進路指導（教育相談課）、②施設入所手続き（障害者支援課）、③就労支援（障害企画課） 3 当事者の声「この思いを伝えたい」 障害のある3人の青年から、学校時代から就労・現在に至るまでのそれぞれの思いや願いを発信。かわりのある発達相談支援センター担当者が進行し、補足する。</p>	
<p>〔取組の成果や課題〕</p> <p>1 中学校卒業後はほぼ100%が進学し、中卒で就労するケースがほとんど無いため、中学校からの参加者にも切実感がない方もいる。しかし、生徒が卒業後にどのような就労、生活を送るのかを知ることは、教職員にとって出口を見据えた小・中学校の「今」を充実させるためにもたいへん意義のあることである。</p> <p>2 特に、今年度は障害のある当事者から生の声を聞くことができ、反響が大きかった。知的な遅れを伴わない発達障害者が学校時代を振り返って、その学びにくさ、生きにくさを具体的に聞く機会となった。特別支援学級担任だけでなく、特別支援教育コーディネーター養成研修や管理職研修にも取り入れたい内容であり、さらに拡充したい。</p> <p>3 上記2の例は、行政における連携の成果として評価できる。他の内容についても今後も充実できるよう、連携を進めていきたい。</p>	

I 障害者雇用の状況

障害者雇用の状況は、企業の障害者雇用への関心の高まりにより一定の改善がみられるものの、実雇用率(*)は法定雇用率である1.8%を下回っている。また、昨今の経済情勢の急速な落ち込みにより雇用環境も悪化しており、民間企業での障害者雇用は依然として厳しい状況である。

〔実雇用率の状況（各年6月1日現在）〕 (単位：%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
仙台公共職業安定所管内	1.52	1.53	1.52
宮城県	1.57	1.58	1.57
全国	1.55	1.59	1.63

*実雇用率＝従業員数に占める障害者数の割合

II 障害者就労支援事業の概要

「仙台市障害者保険福祉計画」では、以下の3つの基本方針を掲げている。このうち、基本方針2の「誰もが生きがいや働きがいの持てるまちづくり」に基づき、仙台市障害者就労支援センターにおいて、個々の就労ニーズに応じた支援を行うとともに、厚生労働省から委託を受けて実習訓練の受入事業所の開拓等を行う職業能力開発促進事業を実施するなど、障害者の一般就労に向けた様々な取組を進めている。

3つの基本方針

基本方針1：誰もが安心して地域生活を送ることができるまちづくり

基本方針2：誰もが生きがいや働きがいの持てるまちづくり

基本方針3：誰もが主体的に参加し共に支え合うまちづくり

1. 仙台市障害者就労支援センターにおける支援

(1) 設置目的

障害者の就労に関する相談、援助、啓発等を行うことにより、障害者の就労を総合的に支援し、もって障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図る。

(2) 施設概要

所在地：泉区役所東庁舎5階（仙台市泉区泉中央二丁目1番1号）

開設日：月曜日～金曜日（年末年始を除く）

開設時間：午前8時30分～午後5時まで

※ 電話による相談・問合せ：

平日午後5時から7時半

土・日曜日及び祝日（年末年始を除く）午前8時30分から午後5時

※ 移動相談窓口：

各区障害者福祉センター、生活相談支援機関等

土・日曜日、祝日（年末年始を除く）午前8時30分から

午後5時

指定管理者：財団法人仙台市障害者福祉協会

(3) 業務内容

総合相談窓口を開設し、障害者やその家族、支援者、事業所等に対し、就労に関する相談に応じるとともに、職場開拓、市民啓発などを行っている。

〔相談件数〕

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
月平均実人数	134	143	182	
延件数	来所	1,204	1,034	1,278
	電話	4,564	3,662	5,207
	FAX	289	310	644
	メール	1,470	1,385	1,454
	計	7,527	6,391	8,583

〔新規就職者〕

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
身体障害者	8	4	13
知的障害者	8	12	24
精神障害者	11	13	21
その他	4	—	—
計	31	29	58

〔その他〕は発達障害者など手帳を保持していない支援対象者の数

2. 職場実習訓練等の支援

(1) 精神障害者社会適応訓練事業

精神障害者の社会復帰や就労を目的として、協力事業所において生活指導や就労訓練を行っている。

〔訓練の状況〕

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
登録事業所数	43	45	49
訓練人数	58	50	48

(2) 知的障害者職場実習訓練事業

知的障害者の職場実習訓練を市が職親として登録した事業所へ委託することにより、実習訓練の場を拡大し、知的障害者の雇用促進を図る。

〔訓練の状況〕

	平成21年度
登録事業所数	25
訓練人数	8

(3) 障害者販売業務訓練等事業

一般の店舗の一角を借りて授産施設等製品の販売店舗を設け、知的障害者が販売・接客訓練を行う事業を補助することにより、知的障害者の就労訓練、社会体験の機会を提供している。

〔訓練の状況〕

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
訓練人数	23	14	12
延べ訓練日数	302	275	271

(4) 障害者在宅就労支援事業（バーチャル工房）

障害者の在宅就労に関する総合的なサービス拠点として、「仙台市障害者バーチャル工房事業・せんだい庵」を設置し、各種相談、訓練、企業ニーズとのマッチングなどを行っている。

〔IT訓練講習会の開催状況〕

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
開催回数	6	11	12
延べ受講者数	43	63	84

(5) 市役所における障害者就労体験実習

仙台市役所各課・公所において、仙台市障害者就労支援センターあるいは市内障害者就労移行支援事業所の利用者が支援を受けながら、1日～1週間程度の実習を行っている。

〔実習の状況〕

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実習者数	21	26	20
受入課公所数	9	13	14

3. 地域における障害者職業能力開発の促進

厚生労働省より委託を受けた障害者職業能力開発促進事業において、福祉、教育、経済、労働等の各分野が連携し、企業及び障害者のニーズや障害者一人ひとりの態様に適した職業訓練を推進している。

(1) 仙台市障害者職業能力開発推進会議

福祉、教育、経済、労働等の関係機関及び関係団体から推薦された委員により、事業の周知広報や、実習・訓練生受入れ企業の開拓に向けた取り組みの検討等、事業の効果的な推進について協議を行っている。

(2) 障害者職業能力開発事業の周知広報・受入れ企業の開拓

職業能力開発プロモーター2名を嘱託雇用し、事業の周知を図るとともに、就労支援セミナーの開催や、企業・施設・学校における説明会の実施、障害者就労支援に関するホームページの運営などを行っている。

[平成21年度実施状況 就労支援セミナー実施状況]

	障害のある方の 雇用促進フォーラム記念講演	仙台発！ 就労支援の新しい取り組み！
開催日	平成22年2月4日（木）	平成22年3月13日（土）
演題	ユニクロの障がい者雇用の取組	「願いの実現のための“個別支援”と“働く場の創出”について考える」
参加人数	154名	190名

[平成22年度実施状況 就労支援セミナー実施状況]

	就労支援者スキルアップ講座	働く障害のある方の体験発表会
開催日	平成22年11月10日（水） 平成22年11月26日（金）	平成22年11月28日（日）

4. 職場・職域の拡大

(1) 障害者雇用先等マッチング事業（平成22年度新規）

障害者の雇用促進及び福祉的就労を支援するため、企業開拓及び開拓企業と障害者のマッチングを図る事業を実施する。株式会社フジスタッフへ委託（平成22年6月1日から開始）。

①障害者の企業雇用を促進するため、障害者の雇用や実習を受け入れる企業の開拓を行い、企業と障害者の雇用マッチングを行うほか、企業開拓のノウハウを就労移行支援事業所等に提供することにより、地域全体の障害者就労支援機能を高める。

②企業雇用が難しい障害者の福祉的就労を支援するため、授産施設等（就労継続支援事業所、通所授産施設等）に業務の一部を委託する企業や、施設自主製品の販路拡大に資する発注元となる企業を開拓し、施設とのマッチングを行うことにより、福祉的就労による工賃引き上げを図る。

(2) 知的障害者の市役所での雇用（チャレンジオフィス）

知的障害者3名を非常勤嘱託職員として雇用し、一般就労へ向けた支援を行うとともに、障害程度や能力に応じた適切な業務内容、業務量等の検討を行う。また、その取組の成果を企業に紹介することにより、知的障害者の雇用促進を図る。

[平成21年度実施状況]

平成21年6月に3名雇用。

平成21年12月に2名、平成22年4月に1名が一般就労を表現。

[平成22年度実施状況]

平成22年4月に3名雇用。

平成22年11月に1名が一般就労を表現。

(3) 障害者雇用貢献企業への感謝状贈呈

障害者を積極的に雇用し、障害者が働きやすい職場環境をつくる努力や、独自の工夫を行っている企業に市長から感謝状を贈呈し、その企業の取り組み状況を紹介することにより、障害者雇用を企業のイメージアップ等に結び付けることで雇用の創出を図る。

[平成21年度実施状況]

28事業者（自薦及び他薦）の中から、以下の4事業者へ障害者雇用貢献事業者として感謝状を贈呈。

株式会社オートランドリータカノ 株式会社新陽ランドリー
株式会社包徳 みやぎ生活協同組合

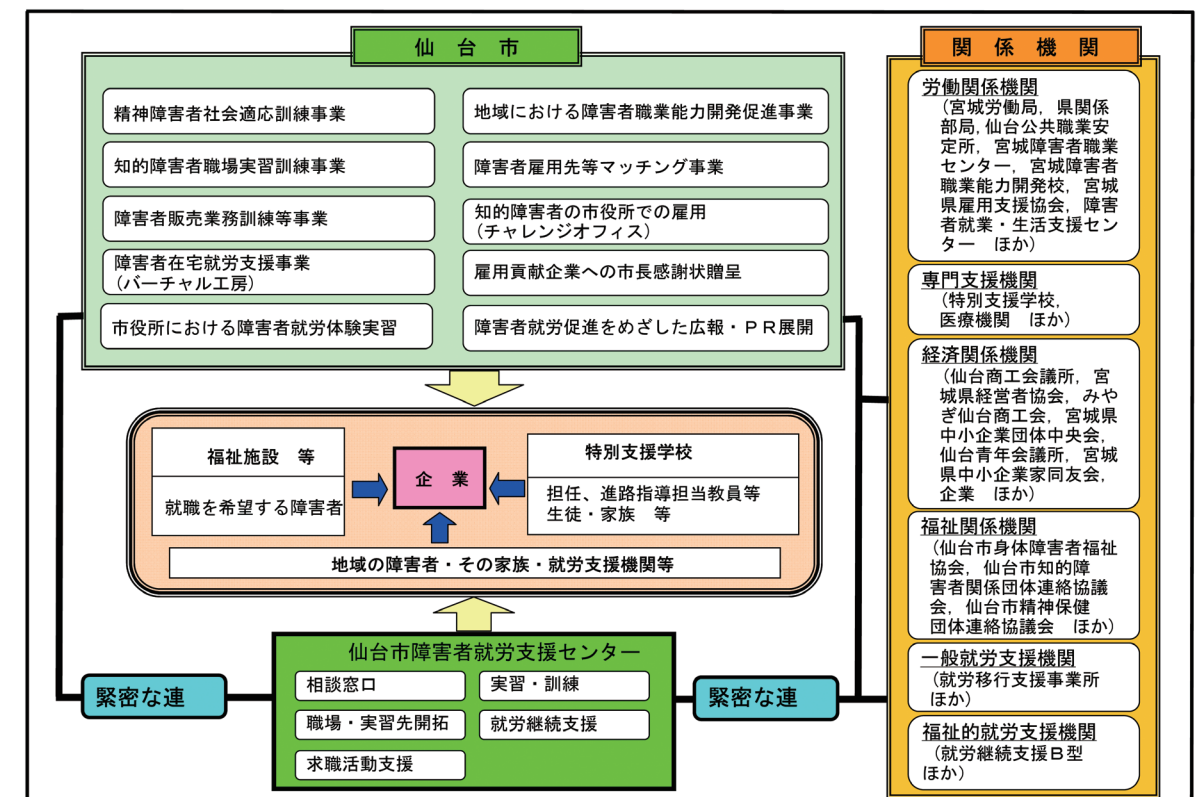
(4) 障害者就労促進を目指した広報・PR展開

障害者就労に関するホームページを設け、就労支援の情報を一元的に発信するとともに、障害者雇用に貢献している企業や、支援活動を広く市民にPRするなど広報媒体を通じて、障害者を雇用している企業を応援することにより、職場開拓や職域拡大、市民啓発を進める。

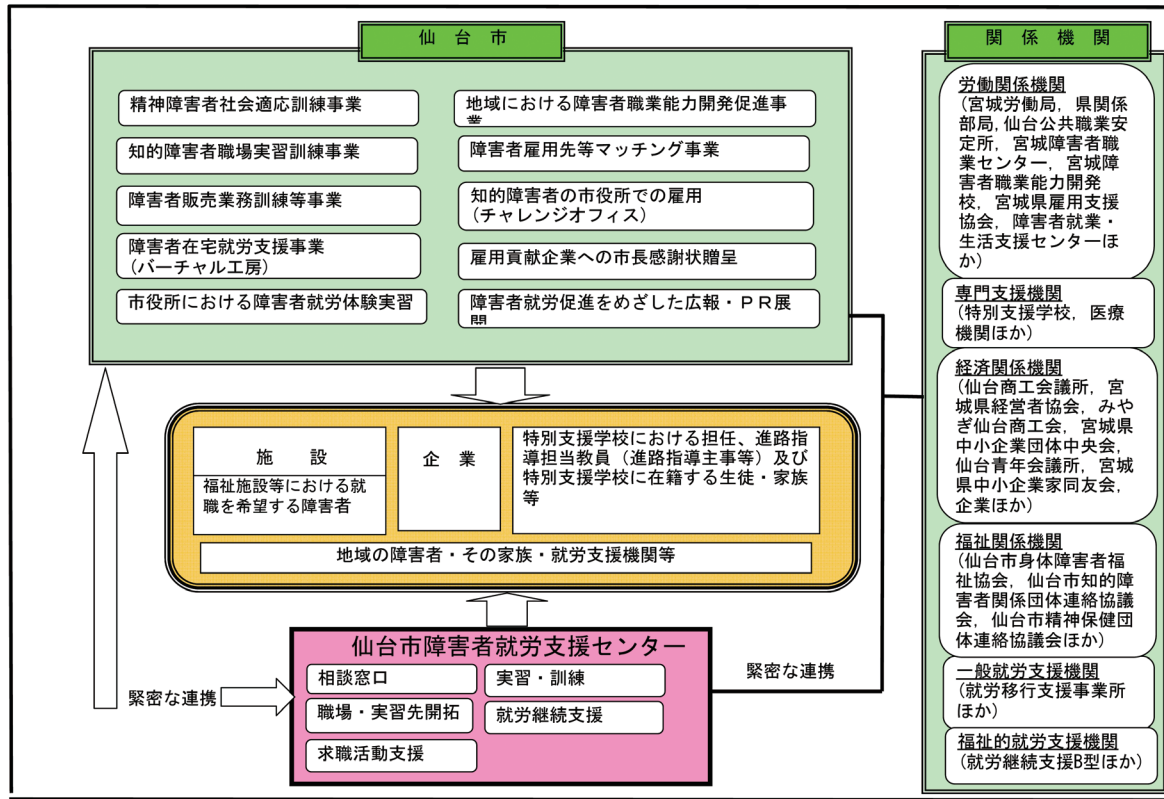
【参考】ホームページ「働きたい！」を応援します。
<http://www.sendai-promote.jp/>



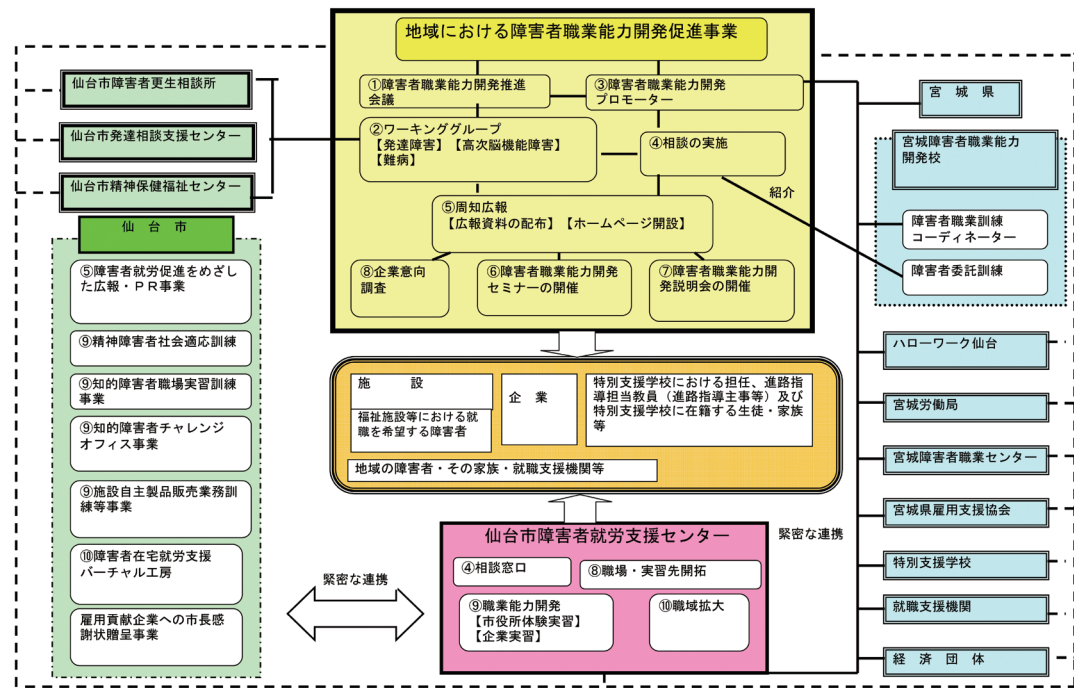
仙台市における障害者の就労支援事業の連携図（イメージ）



障害者の就労支援事業連携図(イメージ)



地域における障害者職業能力開発促進事業を中心とした仙台市の就労支援事業連携図



- ① 障害者職業能力開発に関する諸機関が参集し、障害者職業能力開発促進事業、職業訓練等についての協議・検討を行う。
- ② 障害者職業能力開発促進について集中的に協議・検討を行う。
- ③ 緊密な連携を図るとともに訓練実施機関の開拓を行う等、職業訓練の受援促進を図る。
- ④ 仙台市障害者就労支援センターにおける相談窓口を活用して、就職に向けた障害者職業能力に係る相談を実施する。
- ⑤ 障害者委託訓練、職業訓練に関する理解を深めるため、広報資料の作成及びホームページにより、周知・広報PRを行う。
- ⑥ 職業訓練に対する理解を深めるため、セミナーを開催する。
- ⑦ 卒業後の進路としての職業訓練に対する理解を深めるため、説明会を行う。
- ⑧ 企業に対して、職業訓練等の受け入れ誘致を行い、委託訓練等の受け入れ企業を開拓する。
- ⑨ 職業能力開発促進の流れをつくるため、仙台市における実習訓練の入口として、委託訓練事業等へつなげる。
- ⑩ 在宅就労を目指した職業能力開発を行う。

仙台市における「仙台市発達相談支援センター・アーチル」を中心とした相談支援の状況

ライフステージごとの相談状況

(1) 乳幼児相談

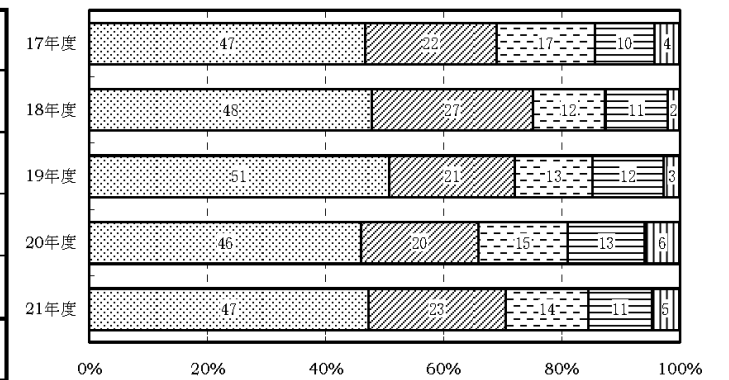
①新規相談の傾向と支援状況

平成21年度の新規相談は658件である。新規相談の初回相談における年齢のピークは図1-1のとおり2歳台で過去の傾向と同様である(地域ケア係作成中につき、過去と同様の傾向か否かについては確認要)。この時期の相談では、早期に出会う児と家族一人一人に合わせた療育・育児支援を開始することが求められる。紹介経路別状況は表2-1・図2-1のとおりである。紹介経路としては、保健福祉センターからの紹介が最も多いのが特徴である。診断分類別状況では表1-3のとおり広汎性発達障害が最も多い。

(表2-1) 紹介経路別状況(21年度)

保健福祉センター	311
知人・家族	153
医療機関	92
学校・幼稚園・保育所	71
その他	31
計	658

(図2-1) 紹介経路別状況(過去5年間)



※その他は、他県(市)相談機関、

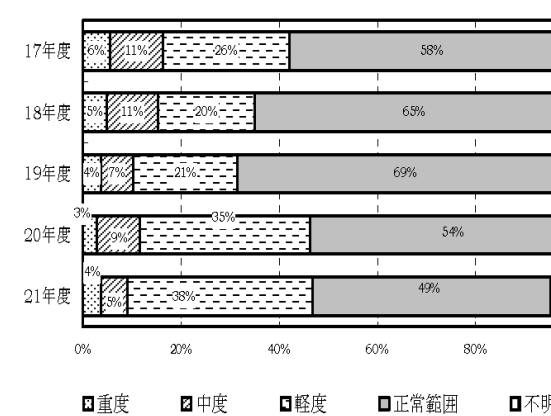
児童相談所等である。

過去5年間の5歳児で広汎性発達障害と判断されている児童の初回相談の時期は、図2-2のとおりである。初回相談の時期が1歳から2歳というのがこれまでの特徴であったが、平成21年度は昨年度と同様に2歳から3歳がピークとなった。保健福祉センターからの紹介時期の変化に伴うものと考えられるが、支援を求める親子とのタイムリーな出会いという視点で再度見直す必要がある。また、4歳から5歳で初めて相談につながる児も一定の割合でいる。

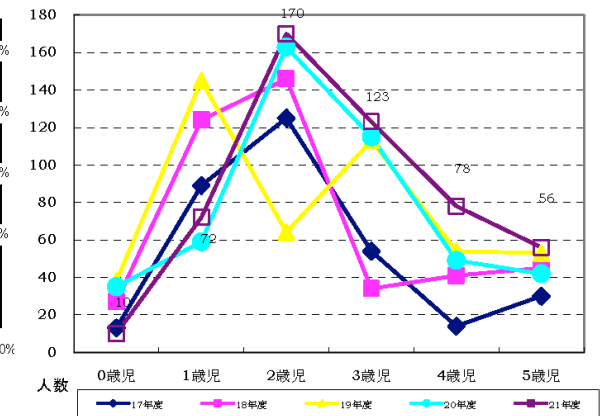
図2-3は、過去5年間の5歳児で広汎性発達障害と判断されている児の知的レベルの割合を示したものである。知的に軽度、正常範囲であっても育児の不安や困難を抱え、早期からの支援を求めているということであり、入り口のケアの重要性を示している。

(図2-2) 5歳児・広汎性発達障害における初回相談 (図2-3) 5歳児・広汎性発達障害における知的レベル分布

(過去5年間)



(過去5年間)



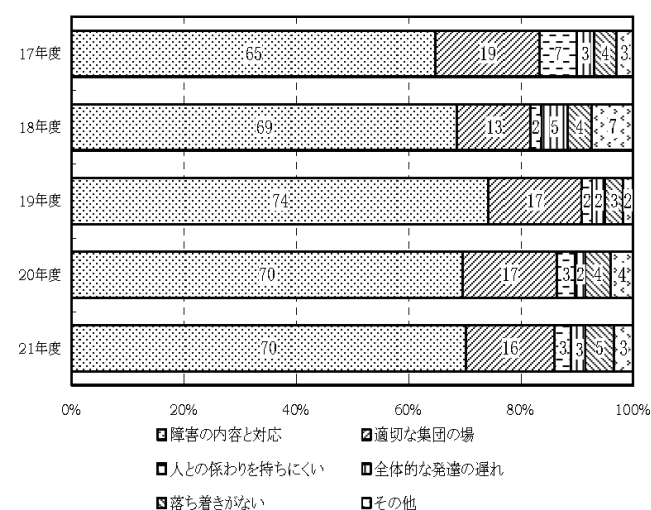
相談主訴別状況は表2-2、図2-4のとおりで、「発達障害の内容と対応について知りたい」が最も多い。発達障害に関する情報量が多くなったことにより、家族が診断マニュアルでチェックをした上で確認を求める相談や、「早期に良い対応を受けたい」として来所する家族が増えている。したがって、子どもの発達特徴の的確な評価とともに、家族が抱える不安を整理し、子育ての方向性を見出すための支援が求められることになる。こうしたニーズに対応するため、初回相談を補完する初期療育の場で継続的に支援し、子どもに合った地域の療育・保育の場につないでいる。

また、保護者と共に完成させたmyサポートファイル「アイル」(※P35(2)①参照)を活用し、一貫した支援の継続に努めている。

(表2-2)新規相談の主訴(21年度)

発達障害の内容と対応について	462
適切な集団の場がほしい	104
人と関わりを持ちにくい	19
全体的な発達の遅れ	17
落ち着きがない	33
その他	23
計	658

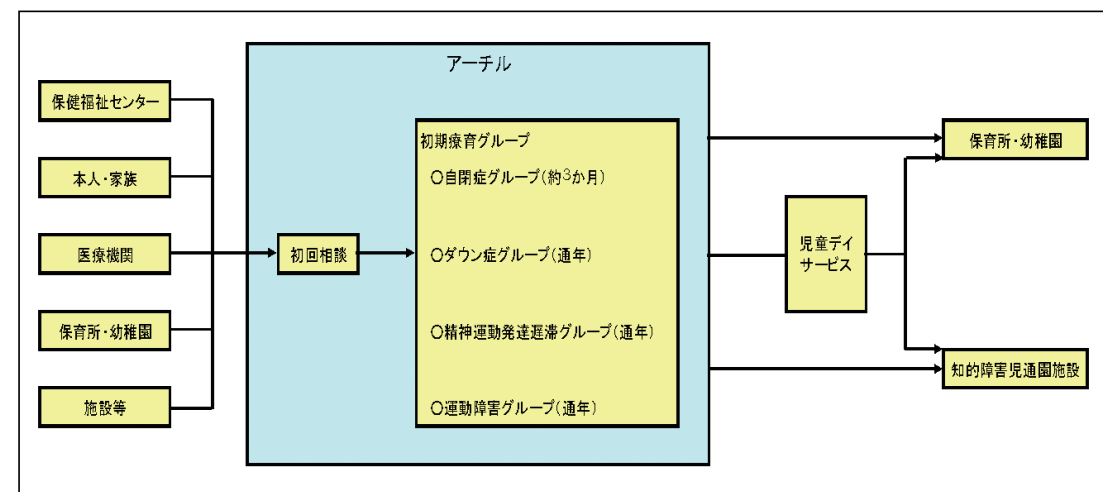
(図2-4)新規相談の主訴の推移(過去5年間)



※その他は、施設入所及び在宅支援のための訪問等

図2-5は相談後の乳幼児期における就学前療育体系図である。初回相談時に所属先がある児を除く0~3歳児が、初期療育グループを経て地域の活動の場へ移行し、継続した相談支援及び療育を受けることになる。各施設と連携しながら児の発達の変化や所属先の移行時など節目ごとに個別の相談支援を行い、児と家族が地域で安心して生活するためのニーズを活動の場や施策に反映させることも相談支援の大事な業務でもある。

(図2-5)仙台市の就学前療育体系

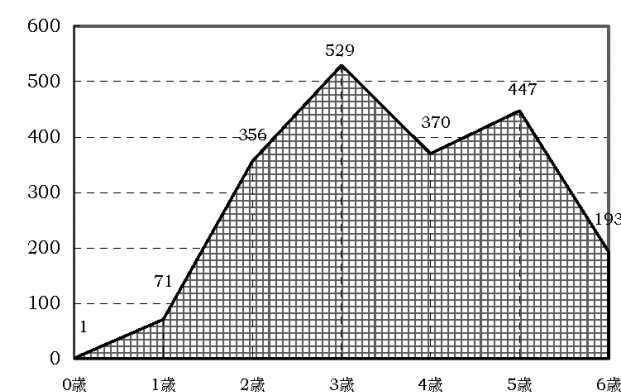


②継続相談の傾向と支援状況

平成21年度の継続相談件数は1,967件で年齢別は図2-6、相談主訴別状況は表2-3、図2-7のとおりである。

継続相談では、児の変化に合わせた対応の仕方、将来の見通しなどが求められる。生活全体をみて、それぞれの家族の生活設計に合わせた支援が必要となるため、当センターがコーディネーター役となり児の所属施設や保健福祉センタ

(図2-6)年齢別内訳(人数)

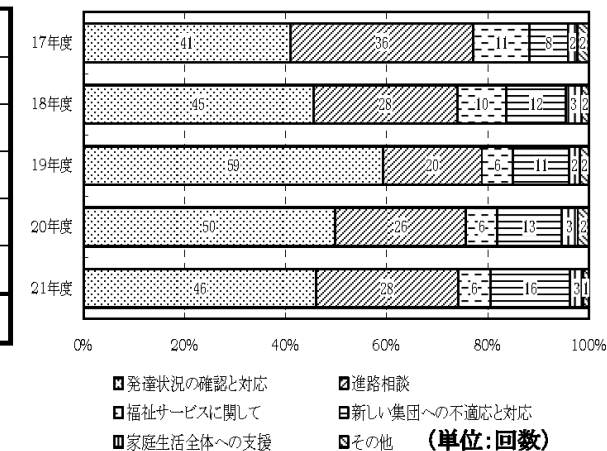


ー、相談支援事業所などと情報交換しつつ一貫した支援の継続に努めている。また、「児と家族が地域で安心して生活する」ことを目標に、継続相談でのニーズを施設支援や研修を通して支援者にフィードバックし、仙台市の就学前療育体系の中での各施設の役割を共有してきた。こうした中で、家族も、専門機関へ依存するのではなく、自分で問題の整理をしながら様々な機関を利用して主体的に子育てに向かう力をつけてきている。今後も、支援ネットワークを強化しながら、家族が主体的に問題解決に向かい自己実現できるような相談支援を実施したい。なお、施設支援状況、相談後の進路先利用状況等については表2-4、表2-5のとおりである。

(表2-3)継続相談の主訴(20年度)

発達状態の確認と対応について	906
進路相談	552
福祉サービスに関すること	126
新しい集団への不適応と対応について	310
家庭生活全体への支援	51
その他	22
計	1,967

(図2-7)継続相談の主訴の推移(過去5年間)



(表2-4)施設支援状況(21年度)

	障害児・知的障害児通園	保育所・幼稚園	保健福祉センター
施設支援数	132	60	26

(表2-5)進路先施設の利用状況(平成22年4月1日現在)

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
障害児通園施設(8カ所)	9	39	25	1	1	75
知的障害児通園施設(2カ所)		2	15	6	5	28
保育所(統合保育)(102カ所)	3	10	70	88	13	184
幼稚園(58カ所)			56	50	0	106

③地域の療育等施設と利用状況（平成21年3月31日現在）

（表2-6）障害児通園施設（ ）定員 （単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
立町たんぽぽホーム（40）	0	7	20	10	1	0	38
大野田たんぽぽホーム（32）	0	6	26	19	0	0	51
白鳥たんぽぽホーム（34）	0	0	17	12	1	0	30
上飯田たんぽぽホーム（40）	0	6	18	12	0	0	36
西花苑たんぽぽホーム（40）	0	5	13	18	0	0	36
なのはなホーム（30）	0	1	9	10	9	1	30
サンホーム（40）	0	10	14	18	1	0	43
あおぞらホーム（40）	1	13	12	17	0	0	43
計	1	48	129	116	12	1	307

（表2-7）知的障害児通園施設（ ）定員 （単位：人）

	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
なかよし学園（33）	0	4	14	12	30
なのはな園（33）	5	4	11	12	32
計	5	8	25	24	62

（表2-8）保育所（障害児保育施設公立49, 私立68）※保育課統計による。 （単位：人）

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立（49）	4	11	53	67	89	224
私立（68）	0	0	41	81	66	188
計	4	11	94	148	155	412

（表2-9）幼稚園（113園） （単位：人）

3歳児	4歳児	5歳児	計
109	241	264	614

④初期療育グループ

初期療育グループは新規相談後に開始される療育支援である。初期療育グループは相談の補完として位置づけており、保護者支援、子ども支援の2つのプログラムで実施している。保護者が子どもの障害に気づき始めた時期に、どのような支援を受けるかは、その後の人生に大きな影響を与えるといわれている。そのため特に保護者支援に重点を置き、同じ悩みを持つ保護者同士や先輩保護者との出会いの場を設け、保護者自身が子育ての方向性を見出せるようにしている。また、子どもへの関わりについては、生活全体をみて多職種でプログラムを検討し、活動を通して、保護者が自信をもって子育てできるようにしている。

＜平成21年度の初期療育グループ実施状況＞

初期療育グループは、表2-10のとおり児の障害特性ごとに構成し、広汎性発達障害、自閉症のグループは1クール3カ月、その他は通年で実施している。平成21年度は306人の児と保護者が利用し、延2,859人の児が参加している。

（表2-10）グループ構成

主な障害名	グループ数	療育頻度	年齢	在籍数	職員
脳性麻痺等の運動障害	1	隔週／通年	0	4	運動・保健師 保育士・心理
			1	4	
			2	1	
			3	2	
ダウン症	1	隔週／通年	0	2	運動・保健師 保育士・心理
			0	8	
			1	13	
			2	1	
精神運動発達遅滞	1	毎週／通年	0	6	運動・保育士
			1	11	
			2	1	
広汎性発達障害・ 自閉症	25	毎週／3カ月	0	3	保育士・保健師 心理・運動
			1	74	
			2	118	
			3	56	
			4	1	

※運動：作業療法士、理学療法士

活動内容

時間帯：9時30分から11時30分

子ども：子どもの発達課題に合わせた遊びを検討し、個別と集団力動を生かした遊びを設定している。

保護者：グループワークや個別面接、先輩保護者との話し合いなどにより個別のニーズに合わせた支援を行っている。

(表 2-11)年齢別内訳 (単位:人)

年齢	00歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	計
人数	2	21	102	122	58	1	306

(表 2-12)初期療育グループ終了後の進路(平成21年4月1日現在) (単位:人)

障害児デイ 通園施設	知的障害児 保育所(障害児)	保育所(一般)	認可外保育所	幼稚園	在宅	グループ継続	転出等	計	
196	2	5	4	3	26	26	35	9	306

<過去5年間の初期療育グループの実施状況>

(表 2-13)グループ構成

主な障害名	グループ数					療育 期間	療育 頻度
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
脳性麻痺等の運動障害	1	1	1	1	1	通年	隔週1回
ダウン症	1	1	1	1	1		
精神運動発達遅滞	1	1	1	1	1		
精神発達遅滞	1					約3カ月	週1回
広汎性発達障害・自閉症	33	36	36	27	25		
計	37	39	39	30	28		

(表 2-14)参加者の年齢別内訳 (単位:人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
00歳児					2
0歳児	30	31	35	25	21
1歳児	68	89	75	87	102
2歳児	121	120	136	99	122
3歳児	60	58	62	51	58
4歳児	1	1	2		1
計	280	299	310	262	306

(表 2-15)障害別内訳 (単位:人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
自閉症	129	116	148	100	71
広汎性発達障害	87	118	96	82	160
精神発達遅滞	6	6		7	8
精神運動発達遅滞	16	12	18	15	16
ダウン症	17	23	19	21	26
脳性麻痺	1	1	6	5	4
その他	14	19	16	16	16
保留	10	4	7	16	5
計	280	299	310	262	306

<幼児期後半の初期支援に関して>

毎年100名程度の方が、幼稚園に入園した後に、「友達とのコミュニケーションが難しい」などの理由でアーチルに相談に来所している。

これまで、支援のあり方を探りながら、「幼児グループ」として小集団活動を実施してきたが、来所者のすべての方に対し実施することは難しく、必要とするすべての方々に有効な支援プログラムを検討することが課題だった。平成20年度に、家族の願いにできる限り近づいた支援メニューを開発するために、グループインタビュー及び、アンケート調査を実施したところ、保護者が望むものとして、「発達障害についての勉強会」、「同じ立場の保護者との出会いの場」、「就学についての情報提供の場」、「先輩保護者との出会いの場」などが挙げられた。

このアンケート結果をもとに平成21年度は、具体的なプログラムを検討し、試行的に2グループ16人の方を対象にして表のとおり実施した。参加者は保護者とし2回コース、1回目は、発

達障害に関する勉強会を実施し、その中でさらに知りたいこと、考えたいことを保護者から出してもらい、そのグループの参加者のニーズに合わせて、2回目には「子どものことをどう理解して子育てしていくか」「就学後の生活について考える」など、テーマを変え、先輩保護者を交えて、保護者同士での話し合いの機会を持った。

(表 3-1 実施内容と参加人数)

日程	テーマ	内容	人数
10月9日	「一緒に考えよう会」 Aグループ	自閉症、アスペルガーなどの発達障害についての勉強会	7
11月27日	「先輩お母さんと一緒に話そう」 Aグループ	子どものことをどう理解して子育てしていくか	3
12月1日	「一緒に考えよう会」 Bグループ	自閉症、アスペルガーなどの発達障害についての勉強会	6
1月28日	「先輩お母さんと一緒に話そう」 Bグループ	就学後の生活について考える	8
計			延べ24人 (実人数 16人)

初回相談後から初期支援の実施までに期間が開いたこともあり、発達障害については自分で調べている保護者も多かったことや、保護者から「初回相談後すぐにこのような集まりが欲しかった」という意見も出され、今回の初期支援はタイムリーな実施だったとは言えず、課題が残った。参加者の効果としては、同じ立場の保護者や先輩母と話すことで、「今のままの子どもでいい」と思えるようになったり、周囲の目が気になっていた母が、子どもの好きなことを大事に考えていきたい、など考えが変わるきっかけになった。また「子どものことを周囲にわかってもらうために自分は何かができるか考えたい」と、my サポートファイルアイルの作成に至るなど、自分で動いていこうと変化した保護者もいる。

次年度は、平成21年度の実施を踏まえて、月ごとに新規相談者を1グループとして、相談後すぐに参加できる勉強会を実施し、母親同士で心配なことを語るなどの話し合いを行う。また、グループの枠を超えた全体会として、「my サポートファイルアイル」について、「就学後の生活をどう考えるか」などをテーマにして実施する予定である。また、実践を通して、初期支援のあり方をさらに検討し、充実を図りたい。

(2) 学齢児相談

①新規相談の傾向と支援状況

平成21年度の新規相談336件の紹介経路別、主訴別状況は、表3-1、表3-2のとおりである。通常学級に在籍している子どもの相談が多く、紹介経路については過去5年間とも学校・教育委員会からの紹介が最も多かった。また、「他の子どもと育ち方が違う」「発達障害ではないか」等、子どもの発達を心配し来所する相談者が増えており、相談の主訴においても障害の内容とその対応に関する相談が一番多く、次に学習や集団活動等学校生活の課題に関する相談が多い。

支援にあたっては、子どもの発達特徴について保護者や学校と話し合いを行いながら、家庭や教育の場における子どもに適した環境の保障に努めている。診断分類別では広汎性発達障害が最も多かった。

(表 3-1) 新規相談紹介経路別(21年度)

学校・教育委員会	160
知人・家族	96
保健福祉センター	30
その他	50
計	336

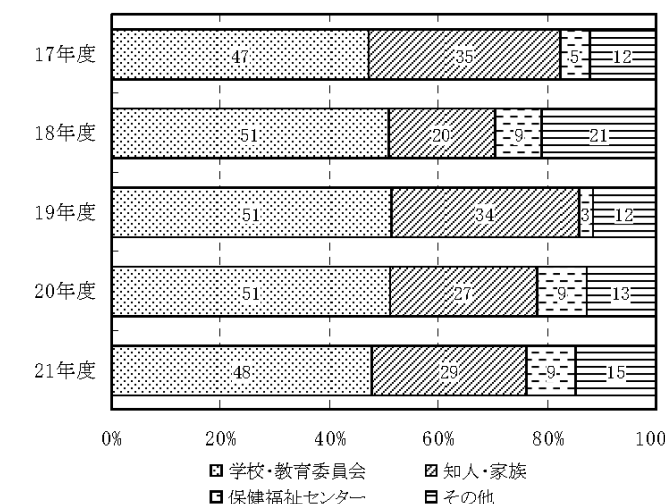
※ その他は、医療機関、障害児等施設等

(表 3-2) 新規相談の主訴(21年度)

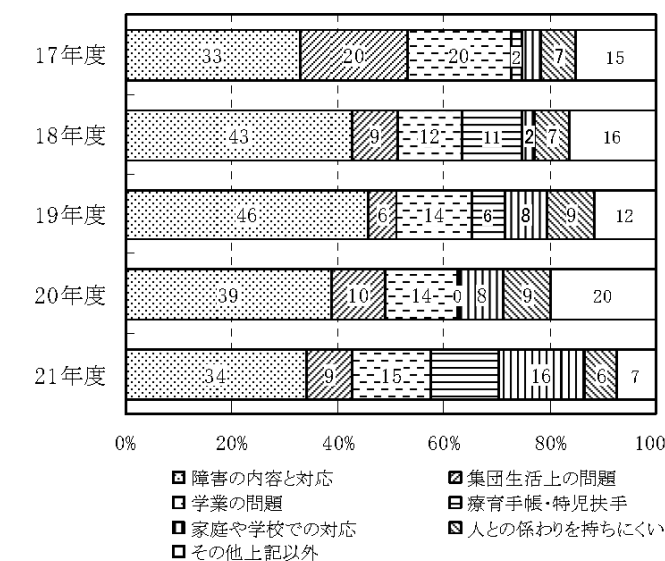
発達障害の内容と対応	115
集団生活上の問題	29
学業の問題	49
人と関わりを持ちにくい	20
家庭や学校での対応	55
適切な集団の場がほしい	3
落ち着きがない	12
療育手帳・特別児童扶養手当	43
その他	10
計	336

※ その他は、発音の相談等

(図 3-1) 新規相談の紹介経路の推移(過去5年間)



(図 3-2) 新規相談の主訴の推移(過去5年間)



②継続相談の傾向と支援状況

平成21年度の継続相談2,309件の主訴別状況及び訪問状況は、表3-3、表3-4のとおりである。通常学級に在席している子どもでは、発達状態の確認と対応に関する主訴が全体の1/3を占め、その内容としては、障害への理解とともに子どもの状態や発達の特徴に合わせた対応を学校と考えていきたいというものが多い。また、特別支援学級や支援学校に在籍する子どもは、パニックや自傷などの行動障害や生活上の困難さに関する相談が多く、学校も含めた関係機関との連携による継続的な地域生活支援が求められている。

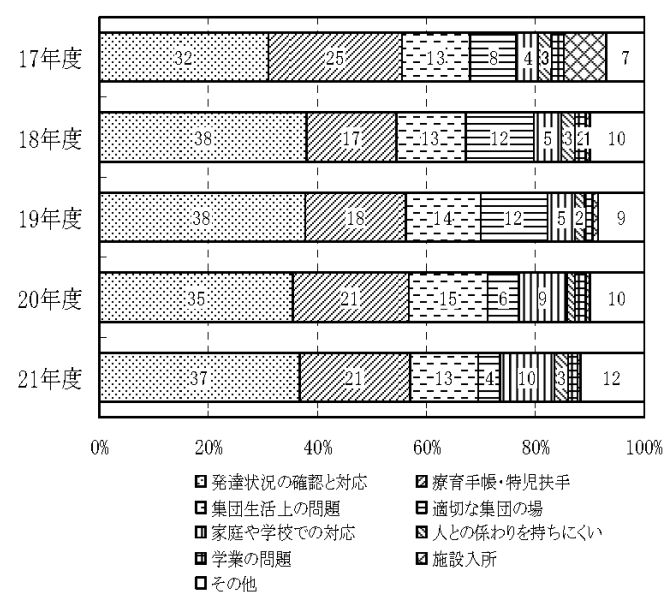
診断分類では自閉症が多く、主訴別状況では、発達状態の確認と対応、療育手帳・特別児童扶養手当、集団生活上の問題の三点で相談全体に占める割合は7割に達している。

(表3-3) 継続相談の主訴(21年度)

発達状態の確認と対応	865
療育手帳・特別児童扶養手当	477
集団生活上の問題	293
適切な集団の場がほしい	96
家庭や学校での対応	232
人と関わりを持ちにくい	16
学業の問題	41
施設入所	14
その他	275
計	2,309

※その他は、日常生活用具相談、不登校等

(図3-3) 継続相談の主訴の推移(過去5年間)



(表3-4) 訪問状況

(単位:人)

家 庭	入 所 施 設	知的 障 害 児 通 園 施 設	小 学 校	中 学 校	高 校	支 援 学 校			そ の 他	計
						小	中	高		
74	143	24	98	24	3	29	31	30	22	478

※その他は、保健福祉センター、障害児デイサービス等である。

(3) 成人相談

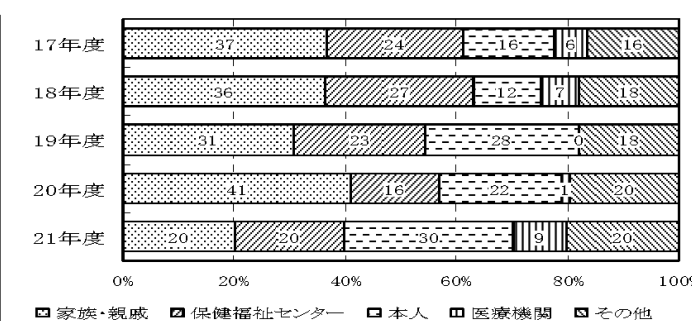
①新規相談の傾向と支援状況

平成21年度の新規相談は148件であり、その紹介経路は表4-1のとおりである。図4-1は、新規相談の紹介経路について、平成17年度から21年度までの5年間の推移を示したものである。テレビや新聞の発達障害関連の特集や、書籍やインターネットで発達障害のことを知った本人と家族からの相談が持ち込まれる割合が高まってきた。

(表4-1) 新規相談紹介経路別件数(21年度)

家族・親戚	30
保健福祉センター	29
本人	45
医療機関	14
近隣・知人	5
施設・相談機関	3
その他	22
計	148

(図4-1) 新規相談の紹介経路の推移(過去5年間)



診断分類では、就労を中心とした地域生活を送るうえで課題を抱える「知的な遅れの伴わない発達障害者」からの相談が増加している。このような相談には、個別の面接などで本人のアセスメントを丁寧に行ったうえで、具体的な取り組みを通して関係機関との連携を図り、本人と家族のエンパワメントにつながるような支援を行った。

表4-2は、平成21年度の新規相談の主訴を、図4-2は、その推移を平成17年度から21年度までの5年間について、各々示したものである。療育手帳の交付申請に伴うものが半減した一方で、地域生活に関することや、職業(就労)に関する相談の割合が増えてきている。表4-3は、平成21年度の手帳取得の主な目的を、図4-3は、その推移を平成17年度から21年度までの5年間について、各々示したものである。

(表4-2) 新規相談の主訴件数(21年度)

療育手帳	36
地域生活に関すること	48
職業(就労)に関すること	27
その他	27
計	138

(図4-2) 新規相談の主訴の推移(過去5年間)

